

京都市大規模国際コンベンション誘致対象選定委員会規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第90号

京都市大規模国際コンベンション誘致対象選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市大規模国際コンベンション誘致対象選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員には、主管副市長が含まれるようにするものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、主管副市長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 前2項の規定にかかわらず、緊急を要するためやむを得ないと認められる場合において、委員会の決議を要する事項につき委員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

6 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、産業観光局において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(産業観光局観光MICE推進室)